| 資料 | 1 |
|---|---|

令和２年３月９日
地域振興部青少年課

# 江東区青少年交流プラザ条例の一部を改正する条例

## １　改正の理由

行財政改革計画及び受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあることから、施設使用料の引き上げを行うこととなったため、江東区青少年交流プラザ条例の一部の改正を行い、青少年交流プラザの使用料を改定する。

## ２　改正の概要

使用料を２０％引き上げる。

なお、附則において経過措置を定める。

## ３　新旧対照表

２～４ページのとおり。

## ４　施行日

令和２年１０月１日から施行とする。

江東区青少年交流プラザ条例　新旧対照表

## 現行

本則　（略）

別表（第１１条関係）

| 施設＼区分 | 利用日 | 午前（9時～12時まで） | 午後1（12時30分～15時まで） | 午後2（15時30分～18時まで） | 夜間（18時30分～22時まで） | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| レクホール | 平日 | 3,100円 | 3,900円 | 3,900円 | 7,800円 | |
| | 土曜日・日曜日・休日 | 3,800円 | 4,800円 | 4,800円 | 9,400円 | |
| 多目的ルームA | | 1,300円 | 1,700円 | 1,700円 | 3,300円 | |
| 多目的ルームB | | 1,500円 | 1,900円 | 1,900円 | 3,800円 | |
| 多目的ルームC | | 1,100円 | 1,300円 | 1,300円 | 2,700円 | |

## 改正案

本則　（略）

別表（第１１条関係）

| 施設 | 区分 | 午前（9時～12時まで） | 午後1（12時30分～15時まで） | 午後2（15時30分～18時まで） | 夜間（18時30分～22時まで） | 削除 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| レクホール | 平日 | 3,700円 | 4,650円 | 4,650円 | 9,350円 | 削除 |
| | 土曜日、日曜日及び休日 | 4,550円 | 5,750円 | 5,750円 | 11,250円 | 削除 |
| 多目的ルームA | | 1,550円 | 2,000円 | 2,000円 | 3,950円 | 削除 |
| 多目的ルームB | | 1,800円 | 2,250円 | 2,250円 | 4,550円 | 削除 |
| 多目的ルームC | | 1,300円 | 1,550円 | 1,550円 | 3,200円 | 削除 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| セミナールームA | | 700円 | 900円 | 900円 | 1,900円 | |
| セミナールームB | | 1,100円 | 1,500円 | 1,500円 | 3,000円 | |
| 音楽スタジオ | | 2時間につき860円 | | | | 利用時間区分<br>9時～11時まで<br>11時30分～13時30分まで<br>14時～16時まで<br>16時30分～18時30分まで<br>19時～21時まで |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| セミナールームA | | 800円 | 1,050円 | 1,050円 | 2,250円 | 削除 |
| セミナールームB | | 1,300円 | 1,800円 | 1,800円 | 3,600円 | 削除 |
| 音楽スタジオ | | 2時間につき1,000円 | | | | 削除 |

| | |
|---|---|
| 備考 | 備考 |
| | １　休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日をいう。 |
| １・２　（略） | ２・３　（略） |
| （加える） | ４　音楽スタジオの利用時間の区分は、９時から１１時まで、１１時３０分から１３時３０分まで、１４時から１６時まで、１６時３０分から１８時３０分まで、１９時から２１時までとする。 |
| ３　（略） | ５　（略） |
| | 附　則 |
| | （施行期日） |
| | 1　この条例は、令和２年１０月１日から施行する。 |
| | （経過措置） |
| | 2　この条例による改正後の使用料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う使用の承認について適用し、施行日前に行った使用の承認については、なお従前の例による。 |